

令和7年6月11日 議案審査（教育福祉委員会）

開会 午前 11時 33分

○分科会長（西下敦基君） それでは、これより教育福祉委員会に切り替えます。

ただいまから、議案第46号 市有財産の取得について（学習者用パーソナルコンピューターの新規購入）についての審査を行います。

ただいまの出席人数は8人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、教育福祉委員会を開会いたします。

教育福祉委員会に付託されました議案第46号 市有財産の取得について（学習者用パーソナルコンピューターの新規購入）を議題とします。

それでは、これより質疑を行います。質疑、答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いいたします。また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職等を述べ、はっきり大きな声で発言するようお願いいたします。限られた時間を有効にするために、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な答弁・質疑のご協力をお願いいたします。

それでは質疑を行います。

1つ目の質疑が松永委員からお願いします。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

購入端末の選定の基準について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えいたします。

端末は、静岡県が複数市町の端末をまとめて一般競争入札する共同調達によって購入いたします。

端末の選定基準は、国がOSごと端末の最低スペック基準を示しており、静岡県がこの基準を満たす仕様書を作成して、入札を実施して購入するというふうになっております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

国が定める基準に基づいてということですが、その重さ、計量等も加味した基準になっているんですかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

国が定める基準ですけれども、各OSごと、アイパッドであるとか、マイクロソフトのウィンドウズ版であるとか、それからGoogleのChromeです。その3種類についてスペックが決められておまして、ストレージが32ギガ以上であるとか、それから、画面は14インチ以内であるとか、重さが1.5キロ以内であるとか、そういったものが定められております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

ただ、これ、国が定める基準でということですが静岡県がまとめてやるので、そんなに難しいことは言わないかなとは思いますが、小学生が使うものと、多分、高校が推奨しているものと同じ端末になっているんじゃないかなあと、私は思うんですよ。

それで、小さいときからその基準に合わせて学んでいくっていうのは、もちろん大事だとは思いますが、果たして小学校1、2年生にそこまで必要なかなあというところは正直疑問でして、いかがかと。

○分科会長（西下敦基君） 質疑にしてもらっていいですか。

○3番（松永晴香君） はい。いかがお考えですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

端末につきましては、性能がある程度の基準はないといけないっていうのは、これは小学生であっても、中学生であっても、高校であっても同じだと思います。アプリが効率よく起動しなければ学習には支障がありますので、ここについては同じようなもので問題ないと思います。

使うときに、その学年相応、児童生徒の実態に合わせたアプリの活用方法というところで基準の差が出てくればよいと思いますので、端末については変わらなくても問題ないというふうに考えております。

以上です。

○3番（松永晴香君） はい、承知しました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） ございません。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○3番（松永晴香君） はい。

○分科会長（西下敦基君） この点について関連質疑はありますか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目を織部委員からお願いします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

タブレット、今まで使っているのと、使用目的の大きな違いは何ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えいたします。

学習者端末がアイパッドからChromebookに変わりましたが、児童生徒が学習に利用するという基本的な使用目的そのものには大きな違いはありません。

しかしながら、端末の持つ特性や得意とする分野には違いがありまして、Chromebookにつきましては、Googleが開発したOSを搭載しております。現在のアイパッドでも使用頻度の高いGoogleの授業支援ツールがよりスムーズに使用できるという、そういった特徴があります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

何ですか、キーボードが使えるということですか、今回の新しいものは。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

キーボードにつきましては、アイパッドのものであっても全て国基準の中にキーボードを組み込むことになっておりますので、それについては、マイクロソフトであってもGoogleであっても差はないということになります。

今回、表記が「パーソナルコンピューター」というふうに表記が変わっているものから、何か違うものになっているような感覚を持たれている可能性があるんですが、実際に見ると、こういうもの。今、私が持っているこのパソコンと同じような扱いです。ここで操

作ができるというような形で、全く Chromebook とこれと同じような仕様になっているんですが、インターネットが使用できる、子どもが使える、そういった機能がついて、カメラが前にも後ろにもついている。そういったものになっていて、なので、この形を持っているので、パーソナルコンピューターっていうふうな表記になっている。その差が、表記の差があります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○13番（織部光男君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

じゃあ次のところを、また織部委員お願いします。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

タブレットを導入して、もう数年がたっていると思うんですね。教育成果としての検証は完了しているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えいたします。

1人1台端末を日常的に使う効果としては、学習意欲の向上と、それから、非認知能力を高めるということになりまして、これはテストでは、はかれないというものになっております。そのため、検証については、使用状況とか学習アプリの活用状況などを、学校の評価で確認をさせてもらうような形でしております。現在、週3回以上の使用頻度を100%にするという目標で動いております。昨年度の状況では90%程度というふうになっておりますので、今年度100%達成を目指しております。

それから、今後につきましては、授業の中で1人1台端末を活用することによりまして、ほかの児童生徒との意見交換の場や振り返りの場で活用を促進して、さらに非認知能力を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、これ、4番目も答えられましたか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いいや、じゃあ13番。再質疑、どうぞ。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけれども。

検証というのはメリットだけじゃなくて、デメリットがあるんですよ。デメリットについ

ては何か把握されていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

デメリットといたしましては、子どもたちがこの端末を学習以外の目的で遊びに使ってしまうというようなことがあります。

ですので、学校のほうで、情報機器の活用について問題が発生した際、それから、日常的に情報教育を実施して、端末の有効的な活用の仕方について子どもたちに教えるようにしています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

タブレットと学業というだけでなく、身体に与える悪影響っていうのがありますよね。海外ではもう、脳に与える影響まで考えて廃止するところも出てきております。やっぱり、視力の問題そして短絡的な物事の考え方、そういったいろんな意味でのデメリットが私はあると思っています。

ですから、そういったことを今後、注意深く、やはり、子どもにとって本当にこれがいい教材なのかどうかっていうことは、常に考えて進めていただきたいと思います。

何か回答があれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

端末は教材としての活用というような部分も確かにあるんですが、我々としては教具というふうに考えております。学習の用具の一つということで。ですので、これがあるからノートが要らないとか、教科書は使わないとかっていう考えではなくて、教科書を使うよさ、それから、ノートを使うよさ、そして、情報を共有するために効率的に授業を進められるこの端末のよさを生かして、デジタルとアナログのベストミックスで進めていくというふうに考えておりますので、今後も、より効果的な活用方法というのを検証してまいりたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○13番（織部光男君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 今、4番目も答えられていたかもしれませんが、4番も一応質問してください。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

このパーソナルコンピュータ導入後の期待する成果は何かということで、今、回答の中にもたくさんそのことがありましたけれども。

これに併せて言いますと、図書館も電子図書館ができたりしています。図書離れ、本離れが叫ばれておりますけれども、このコンピュータを導入することによって、そういったマイナス面が実際あると思うんですよ。そういったところを、私はこれを導入して使ってもらっていいと思うんですけど、そのマイナス面を補うような教育というものが並行してなされるべきだと私は思うんですよ。その点はいかがですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。さらなる利活用というふうな話になるような気がしますが。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

この機器を使うことのマイナス面っていうのについては、視力の低下であるとか、姿勢が悪くなるとかっていうことも、我々としては承知をしております。

ただ、これまでの学習形態でありますと、授業のときに、1人の発表を残りの三十何人が黙ってずーっと聞いていて、学習の中で持っている疑問や、それから、自分の悩みや、そういったものを仲間と話し合うっていう場が十分取れておりませんでした。それを、この端末で学習アプリを活用することによって、クラスの子のノートの状況を一度にどの子も共有することができて、自分の分からないところが何かとか、よく分かっている子に話を聞きたいとか、そういう時間を、その発表時間を削ることによって、子どもたちが話し合う時間を保障することができます。

ですので、より非認知能力を高める部分であるとか、学習アプリを使うことで、効率的に子どもたちが協働的な学びを展開できる時間の確保ができるのであれば、そういったものを有効的に生かしていこうというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○13番（織部光男君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） すみません、非認知能力っていう点をちょっと説明してもらっていい

ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

非認知能力といいますのは、知識のように、テストでやってはかれないっていうものになります。友達とうまく関わるとか、コミュニケーションで人と困ったことを乗り越えていくとか、テストではかりようがない部分が非認知能力で、これまでの学習では、テストで漢字の書き順を覚えたとか、漢字を覚えたとか、計算ができたっていう部分をはかっておりました。

でも、これからは、答えは分かっているんですが、そこにたどり着くまでにどういう方法であなたなら行きますかとか、自分ならそれをどうやって解決するかっていうのを考える、そっちのほうを重視しているようなことになりまして、そういった非認知能力の部分を、この協働的な学びで子どもたちに力を高めていくっていうふうに、今のGIGAスクール構想ではそれを展開していくことになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。じゃあ、重ねて5番。

○5番（奥野寿夫君） このタブレットとかパソコンを使うことによって、そういった能力を高めるように使うという感じですよ。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。じゃあ、本田委員どうぞ。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。

先ほどデメリットってということで、学校以外、遊びに使ってしまうっていうことをお聞きしたんですけれども、その辺のセキュリティーみたいな、遊びに使わないとか、そんなことをやられているかどうかという、どんなものが導入されているか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

現在使用しているアイパッドにつきましては、iフィルターというセキュリティーが入っております、子どもたちが危険なことは検索できないようにしてあります。

今後使うChromebookですけれども、Chromebookは、今度はインターネットを介して使用するものになりまして、アイパッドの場合には使用できるアプリがたくさん入っております。いろんなものが入っているんですけれども、今度はGoogleのChromebookになることによって、市のほうで指定したネットを介して使うものにな

りますので、恐らく子どもたちがその中で使えるものっていいますとユーチューブぐらいってことになりますので、その点ではC h r o m e b o o kにすることによって、余分なもので遊ばないってような制限がかけられる、そういったメリットもあります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

今のお話のように、ユーチューブが見られるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） ユーチューブは閲覧することができます。もちろんフィルターがかかっておりますので、危険なものは検索しては見ることはできないことになります。

○13番（織部光男君） ああ、そういうことですか。

○学校教育課長（藤原 誠君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○13番（織部光男君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） はい。じゃあ、9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

すみません、非認知能力の向上が見受けられるということで、これは非常に貴いことであると思うんですけども。

ここで、市内の方から「ちょっと学力テストの低下が見受けられる」ってということで、ご心配のお声を頂いておりまして、こちらのタブレット導入後の教育成果の検証に関して、学力テストの結果ですとか、ちょっと、認知できる部分、数値データでの推移、それが、もし見受けられるのであれば、もう導入は検討したほうがいいのかなっていう気もするんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

すみません、今、正確な数字が分からないところですが、極度に下がっているというようなことは、私は認識しておりません。

ただ、学校間による差っていうのはどうしてもありまして、外国籍の多い地区におきましては、確かに学力テストの結果が、いま一つ思わしくない結果が出ている学校も、もちろん

あります。

ですが、そういったテストではかれるものではなくて、やはり、将来を生き抜くために、子どもたちが、自分たちが何か壁にぶつかったときにすぐじけてしまうのではなくて、こういうふうになればそれを乗り越えられる、そういったものを考えるに当たっては、こういった端末を使いながら、いろんな人から情報をもらって、自分で解決するっていうのには大変有効な機器ですので、これをとにかく子どもたちが、これから計り知れない未来に生き抜いていけるように、有効活用を学校現場ではしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。1番、どうぞ。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。

すみません、生き抜く力ということで、今ちょっと出たんですけれども、今、恐らく学校で、もう小学校から不登校っていう。この端末を導入されたことで、そういう不登校が増えたと思うんですけれども、その辺の検証とかってされているのか、今後そういった、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

不登校につきましては、コロナの時期を介したことで不登校が増えたというふうに私たちのほうは解釈しております。

端末につきましては、これを使用したときから不登校が増えたというような見方は、ちょうどコロナのときに導入したがゆえに、そういうような見方もあるのは分かりますけれども、私たちとしましては、子どもたちが学校に来るっていうことの方がちゃんと整えられなかったのが、コロナの感染症が拡大した時期、学校を行わなかったっていうのが大きな弊害になっているのではないかなというふうに認識しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。

すみません、まだ小林委員の質問が5、6、残っていますので、小林委員から5番目をお願いいたします。

○14番（小林博文君） 14番です。

前回の質疑から、ちょっと確認してできている分もありますけど、一応全部読みます。

パーソナルコンピューターの取得で数量表にない、河城小学校、岳洋中学校及び菊川東中

学校の更新状況について、伺います。

また、今回の購入による市内公立小中学校の全児童生徒に対しての端末機器の配備状況、今あった、3年から6年に更新するということがあったんで、タブレットとパソコンはあまり分かれていないですけど、この新規のものと旧のものの分配の方法及びそれを今後どうしていくのかっていう更新の予定について、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。お答えいたします。

学習者用の端末の更新につきましては、昨年度、令和6年度に1、2年生について更新をいたしました。これについては、小学校全校に配付しております。

令和7年度につきましては、小学校3年生から6年生のものを購入しまして、8年度のスタートに、小学校は全部Chromebookに交換をする予定です。

令和8年度に中学校分を、残りを購入いたしまして、令和9年度のスタートに入替えをするというふうに考えております。

それから、河城小学校のほうですけれども、寄附がありましたので、先ほどお話ししたとおり、河城小学校分は寄附によって更新をいたします。その分を、菊川西中の一部に充てることになっておりますので、それが令和7年度末に行うこととなります。

令和8年度につきましては、岳洋中学校と菊川東中学校分の更新を行うことと、それから、菊川西中の更新していない残りの部分を更新するという、このようなふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。

まず、じゃあ先ほどの話ですが、河城小学校190台購入っていうことで、こちらを見ますと、西中200台っていうふうになっていまして、当初、多分190台申請していたものが10台増える部分については、この補助の対象の中で問題になかったかっていうことを、まず1点、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

西中の200台につきましては、河城小学校の予定していた190台分と、あと各校に配る予定でありました予備の端末の分から、生徒の分と西中の教師分を補うために、その10台はそこから回すような形で考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） ちなみに河城小学校の寄附の分は、この同じC h r o m e b o o kのものと全く同じ機種を入れられるのか。その辺で、ちょっと入札で、やっぱり大量に買うのと金額に差が出ると思うんですけど、その辺は承知しての上だと思うんですが、入札は菊川市独自で行うのか、その辺、ちょっとお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

河城小学校のC h r o m e b o o kについては、菊川市独自で入札することになります。端末につきましては、令和6年度に1、2年生が更新したものと同じものを河城小学校に導入しようかなというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） ちょっと待ってください。そうするってえと、河城小が1年から5年まで同じものだけど、ほかのところは1、2年で切り替わって……。分かりました。じゃあ、すみません。

○分科会長（西下敦基君） 6番目もそのままお願いします。

○14番（小林博文君） 次、6番目です。学習者用パーソナルコンピューター購入後の保管管理について、ちょっとお伺いいたします。

1年生っていうよりも3年生からということですので、例えば落としちゃったりとかっていうこともあるもんですからね、その辺の管理のことと、あとは盗難ですよ。前回もあつたと思うんですけど、盗難防止等に対する各校への周知事項。各校っていうのは、学校に關しても保護者の方に関しても周知、対策等についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

本市では、国の方針に基づき、児童生徒が学習者用端末を毎日利用し、自宅へ持ち帰ることを原則としております。これによって端末の所在が明確となり、盗難防止に有効な対策であることから、各学校へこの運用を周知しております。

学校で管理する予備の端末につきましては、鍵のかかる部屋での保管を各校に指示をしております。

また、児童生徒へ毎年、端末の使用の約束書を配付しておりまして、その中で安全な使い方を周知しております。万一、どこか紛失とか所在が不明のときには、学校から教育委員会に連絡を頂いて、遠鉄システムサービスのほうでChromebookの所在を確認し、それに対応するような形になっておりますので、これまで誰が使うか分からないアイパッドを保管庫で保管していたものにつきましては、所在が全く不明でありましたので、小笠北小のような問題が起きてしまいましたけれども、今度は個々が何番の端末を持っているというような管理になっておりますので、今、以前よりは安全な状況になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） ちょっとここ離れちゃうんですけど……。

○分科会長（西下敦基君） ええ。

○14番（小林博文君） 14番です。

以前あった小笠北小の件なんですけれども、その原因が究明されていないと、同じことが起きるんじゃないかという懸念があります。

ということで、その小笠東の件について……。

○分科会長（西下敦基君） 小笠北じゃないですか。

○14番（小林博文君） ああ、ごめんなさい、小笠北ですね。小笠北小の件について、どこまで。今、なくなったのか盗まれたのか分からないけど、なくなっているってこと自体の報告は受けているんですが、その後の経過について教えていただいて、分かっていることがあれば、その辺の対策をされているかっていうことをちょっとお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

まず、小笠北小の現在の状況ですけれども、警察の捜査が入り、指紋採取などを行いました。その後、端末が出てきたということはありません。警察側の捜査の状況は教えてくれないものですから、私たちも今、持っている情報はそれしかないというような状況になります。

端末の管理の問題の部分ですけれども、使わなかったというのが一番大きな問題だということに認識しております。この点につきましては、小学校1年生も夏休み前から持ち帰るような形にするということで、市の方針を打ち出しております。

ということで、子どもたちが端末を使うことになりまして、今、学習アプリのミライシー

ドというものを使っているんですけども、それで宿題をするというような作業をすることによって、誰が何時にどのぐらい使ったかっていうようなログが残りますし、共同編集で使ったりするGoogleも、ログインしたり、Classroomに入ったりということでログが残りますので、これによって、誰がどこで何時に使ったっていうような管理ができるということで、より安全な状況になっているというふうに認識しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。

警察が入ったっていうことをお伺いすると、紛失っていうよりも盗難っていう方向で今、進められておるのかなと思うんですけども。

もう一点、ちょっと踏み込んでお伺いしますと、鍵ですね。このなくなったものがあつた場合、下取りという形でこの辺の購入に補填できたかどうかということをお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

端末につきましては、個体の認識番号までは警察に報告をさせてもらっておりますので、万が一、転売等をされた場合には、警察がそれを発見できるような状況にはなりません。そのような状況で今、出てきてはおりません。

仮に、そのものが何らかの形で出てきたとして、それを下取りに出したとすると、どのぐらいの市のほうにお金が入ってくるかっていうようなんですけども、確認できているものと1台500円ということですので、今回の紛失については、金額としてはさほど大きなことではないですが、市としては、全国に例のないきずを残しましたので、非常に痛いきずを残したなというふうに認識しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） 私はありません。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

今、500円という金額が出ましたけれども、今回、今使っているものも下取りに出してその金額なんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

今、下取りに出しているのは、平成27年、28年頃に購入した、以前に購入したアイパッドになりますので、今、3年生から6年生まで使っているアイパッドにつきましては、今後また下取り等には回す予定なんですけど、現在、もう5年がたとうとしておりまして、キーボードが利かないとか、それから、バッテリーが膨張してきてしまって、熱くなったりして使えなくなったりするものですから、丈夫な、大丈夫なものを中学校にこの後、持って行って、そうでないものについては今後また下取りという、そのように考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

各学校に管理運営を任せるんでなくて、教育委員会として、その管理運用規定とか要綱とかを決めてあるんですか、ないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。もしかしたら、学校ごとなのか、教育委員会なのか、その管理……。保管のことなんですか。

○13番（織部光男君） いや、全て。運用に関して。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

すみません、管理運用規定っていうものがあるかどうか、すみません、認識していなくて申し訳ないんですが。

まず、職員が使う端末については、SKYというシステムを導入しまして、全てこちらで台数管理と、それから遠隔操作が可能な状況にしてあります。児童生徒用端末につきましては、遠鉄システムサービスが遠隔で対応できるような状況にはしてありますけれども、すみません、管理運用のがあるかどうか……。すみません、そこはうまく答えられなくて申し訳ありません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑、13番どうぞ。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

やっぱり、これ、各学校に任せるんでなくて、教育委員会として運用規定というものをしっかりとつくらなければ、私はまずいと思うんですよ。これだけの台数を個々の学校、校長に任せるんじゃないで、
「こういう運用規定でやりなさい」という、そういう司令塔じゃないんですかね。

今後、今なければ、それをぜひ私はつくってもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

すみません、「管理運用規定」という言葉のものは認識してはいないんですが、情報機器の取扱い等については、市からの規定、規則とかについては、すみません、今、名前がすぐ出てこないんですが、情報機器の取扱いということで、こちらからはお示しはさせてもらっております。

それから、台数等、管理を学校任せってというようなことですが、一応、全ての台数の取扱い、そういったものについては市で一括してもちろん掌握はしております。

ただ、学校現場に下ろしますので、そこで運用するに当たっては、学校のほうでやはり管理してもらわなければ、私たちのほうで全部を見に行くというようなことは到底不可能なものですから、そこは学校長にお任せして管理してもらおうということになります。

とにかく今回の小笠北小の件を踏まえまして、我々としましては、使わなかったってことで、ログを残さなかったことが大きなミスだというふうに承知しておりますので、新しく導入したミライシードなんかの学習アプリをちゃんと活用すること、それによって、自宅で何時に学習したとかそういう記録も確認できます。そういう有効活用をして、機器がちゃんと運用されているというような実績を残していきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

ここの4番の、私ね、質問で期待する成果ってというようなことを言ったんですけども、私は、不登校の問題とかいじめの問題ってというのは、もう大きな社会問題にもなっているぐらいなんです。それで、このコンピューターをそういうことのために使えないかと。

例えば、不登校になりそうな子は、そういったところにアイコンがあって、ぽんと押すと「そういう対策、市ではこういうものがありますよ」とか「こういう方に相談してください」とか、そういうことを。

そして、いじめ問題なんかも、「私がいじめに遭いました」っていうようなところを投稿するようなものをつくっておけば、匿名でもいいと思うんですよ。こういう問題が学校であったと、このクラスではあったということが入ったと。そういうような漸進的な使い方、教

育だけ、教育の一環としてね。勉強だけでなく、不登校問題、こういう社会問題があるわけですから、それを解決するためにコンピューターを使うということは考えられませんか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

大変貴重なご意見ありがとうございます。遠鉄システムサービスと連携協定を結びました。そこで、子どもたちが個々の悩みについて相談できる、そういったもののシステムをつくるというふうに今、進めているところであります。

ですので、今後、そういった子どもたちが何かあったときに相談できる、そういったものについては対応するように考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

小学校は別として、中学に入れば、性的関心も随分持ってくるわけですよ。だから、それを正しく理解させるような性教育システムだって、もう日本の義務教育ではほとんどといって、ないと思うんですよ。

私は、やはり、プライベートゾーンを小学校でも教えるとかそういったことに対して、やはり、これが性犯罪につながっているということは、子どもは認識できませんのでね。そういったことを前もって知識として持つということも、そういうコンピューターの使い方として広くやってもらいたいと。

○分科会長（西下敦基君） すみません、織部委員、これタブレットの購入に関して。教育に対しての意見はやめてください。大分時間、押していますので、質疑にさせてもらって。

すみません、ちょっと自分から。

これ何年ぐらい、もつものとして購入されるのかということと、あと、県でこれ、Chromebobookを全県下、一斉にこういう共同購入なのか。ただ、やっぱりアイパッドとか、ちょっとそういったところも。それは別枠で、県が一斉に買うのか、統一されていくのか、その2点ぐらいお伺いできればと思います。

○学校教育課長（藤原 誠君） 最初は……。

○分科会長（西下敦基君） 最初が、何年ぐらいもつ。答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

一応、国としては5年というふうに示していますので、5年を私たちも考えております。

それから、共同調達についてですけれども、これにつきましては、県のほうでやるのは、i O S も や り ま す し、G o o g l e も や り ま す し、マイクロソフトもやります。

具体的にどの市が何ってというのは、新聞なんかの記事にも載ってはいたんですけども、一応、県のほうから来ている報告は部外秘ってということになっているので、そういった市があるということと、それから、一番多かったのはG o o g l e のC h r o m e b o o k ということだけお伝えしたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。5番。

○5番（奥野寿夫君） それは、菊川としては、それを希望するっていうことで選定されているんですか。そうではないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 結局、3種類あって、何でこのC h r o m e b o o kを選んだかっていうのは、結局、コスパがいいんじゃないかっていうことが結構、新聞報道ではあるので、その3種類の中で、何でC h r o m e b o o kなのかっていう、やっぱり、説明がもうちょっと欲しいかなと思ったので、お願いします。

答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

C h r o m e b o o kに変更したというのは、まずはセキュリティーが強化されるということです。G o o g l e W o r k s p a c eで一括管理ができる、端末の管理が容易になるということになります。

それから、現在使用しているアイパッドは、やはりi O Sの更新ってというのが、すごくデータ量を必要とするものになります。実際に入っているアプリを一旦削除して、アイパッドを軽くして、それからi O Sを更新して、そしてまたアプリを入れ直すというような作業をして、現在i O Sの更新をしている状況ですので、そういった点では、G o o g l e のC h r o m e b o o kにつきましては、そういった作業が不要となりますので、大変使い勝手がよくなるということになります。

あとはクラウドを活用するということを考えますと、やはりG o o g l eが大変使い勝手がいいもんですから、こういった点を考えても、C h r o m e b o o kがいいかなというふうに判断をいたしました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい。子どもにとっていいだろうという判断でよろしいですね。

使い勝手……。

○学校教育課長（藤原 誠君） もちろん。先ほども言いましたように……。あ、すみません。

○分科会長（西下敦基君） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 先ほども言いましたように、G o o g l eを使うことによって、そのアイパッドでしたら、たくさんのいろんな不要なアプリも、通常のアイパッドに入ってしまったておりますけれども、そういったものに、そういった不要なものを入れずに、こちらで指定したアイコンで対応するということができるので、そういった点でも子どもにとってはよくなるものだというふうに考えています。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

質疑がある方、お願いします。3番。

○3番（松永晴香君） すみません、時間押しているんですけど、最後。

先日、それこそ学校教育課さんのほうからお手紙が届きまして、このC h r o m e b o o kについてなんですけれども、「故意やルールの逸脱による故障、破損等は、保護者の負担でお願いします。その他は、菊川市の保証サービス内で対応します」ということだったんですけれども。

これは購入していただく、このC h r o m e b o o kについている保険を使うのか、市の予算を使って直すのか、ちょっとそこを教えていただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

今回、1、2年生に今、入っているアイパッドにつきましては、全て購入したもののの中に保証まで入っておりますので、市のほうから負担してはおりません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） その保証は何年ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

すみません、多分5年だったと思います。

○3番（松永晴香君） ああ、じゃあ、ちょうど小2……。

○学校教育課長（藤原 誠君） 不明確なので、また確認してお伝えさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑は。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども。

先ほど5年って聞いたんですけれども、要するに保証期間のあれですね。この保証期間とか使える期間というか、小学校、単純に6年なもんですから、途中でどこで切り替わるのか、そこでまた予算がどうなるかとか、その辺ももう計画に入っているかとか、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

使用期限につきましては、どうしてもバッテリーの膨張等がありますので、その組替え、それから、やはり年々スペックが上がっていく中で、そういったアプリに対応するっていうことを考えますと、ずーっと使い続けるっていうことは、やはり難しいかなと思います。

ですので、あくまで5年なんですけれども、今後の国の動向等を見ながらそこは考えていきたいとは思いますが、バッテリーが膨張してしまったものをずっと使うっていうことはやはり問題があるかなと思いますので、5年という、一応、私たちもそこが基準かなと思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○1番（本田高一君） 途中で小学校2年生で使い始めて。

○学校教育課長（藤原 誠君） 小学校の端末は小学校の端末で終わりになりますので、持ち上がりはしない、小学校で終わりになります。中学校に行ったら、中学校でまた新しい中学校のほうの端末を使用することになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番ですけど。

そうすると、1年生で今回、買ったりするので、そうすると、6年まではもたないということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。藤原課長。

○学校教育課長（藤原 誠君） 学校教育課長です。

もし端末が駄目になれば、その時点で切り替えるということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

よろしいですか。どうしても質疑のある方はお願いします。

○13番（織部光男君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） はい、じゃあ質疑は以上となりますので、ここで執行部は退席と

なります。お疲れさまでした。はい、部長。

○教育文化部長（相羽康一郎君） 委員会のことではなくて、さっきの分科会の関係なんですけど、松永委員から給食センター運営委員の人数、何人かっていうことなんですけれども、それをお伝えさせていただいてよろしいでしょうか。20名となりますので、すみません、よろしく願いいたします。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○3番（松永晴香君） その委員会について、ちょっと後でお話しさせてください。私が今、PTAなので、ちょっと後で。

メンバーが「2回だから」ということでオーケーもらっていたので。学校関係でごめんなさい。ちょっと後で。

○分科会長（西下敦基君） それでは、ご退席をお願いします。

〔執行部退室〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある方は挙手にてお願いします。13番。

○13番（織部光男君） 13番。

私が今、説明されたような内容でいろいろ、新しいパソコンが入るということで、その利用方法を今までと同じだけでなく、やっぱり広く拡張してこれだけの費用をかけるわけだからね、いろいろな活用を考えてもらいたいなど、それだけお願いします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 15番 西下です。

今、5年しかもたないということで、1年生ってそんなに使わないのかなと思って。小学校1年生は学校に慣れる1年間にして、2年生から使うような感じで。そうすれば、1年分、余分を買わなくてもいいのかなと思いますし、5年間の。また年度も変わっちゃったり、ずれたりはすると思うんですけども、1年生からは、そんなに重たいものを持ち運びさせたりというのも大変かなと思ひまして。盗まれた件も、大して使っていないということで、多分そういったことにもなっていたので、国で1年生から使わなきゃいけないという指定になっているんだったら申し訳ないんですけど、2年生、3年生ぐらいからかなと。私はそのほうが目のことも体のことも考えて、慣れることも考えて、そういった使用も考えられない

かなと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見ある方は。3番。

○3番（松永晴香君） 関連で。本当に1年生でもらってきて、持ってくるのは2学期からになりますと言われているので、この半年分は、本当に電源が入らない状態で寝かしてあるだけになるんですよね。そうなってくると、やはり5年となってくると、無駄なんじゃないかと、どうしても思ってしまうので、2年生からの活用でもいいのではないかなとは思いますが。

○分科会長（西下敦基君） 関連で1個あるんですけど、持ち運び、持ち帰りで、管理は家ですよという、責任を学校じゃなくて各家庭に下ろしちゃっているような、そんな答弁もあったような気がしたので、「（「そうなんです」と呼ぶ者あり）それはちょっと言い方を考えたほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○3番（松永晴香君） もう1個、愚痴になってしまうかもしれないんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（松永晴香君） 松永です。さっき言った保険の件もなんですけど、いただいた、こういった書面の中で、大きく、保険の加入は各家庭にお任せしますという、入れよというニュアンスに近いようなところも含まれていたもので、もちろん不慮の事故による故障とかは見えていただける、故意の過失でなければという感じには書いてあるんですけども、やっぱり周りでは、こっちのタブレットよりパソコンになることによって壊れやすくなるのではないかという保護者の方々の意見もあって、保険に入ったほうがいいのかな、どうなのかなという話で参観のときも持ち切りだったので。1年生、2年生だと、やっぱり壊すかね、落とすかねとかというのもあったので、その辺も加味していくと、利用する年齢的にも、いつからが妥当なのかなというところがありますね。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。13番。

○13番（織部光男君） 今の保険の関係ですけれども、やっぱり全て自治体が持つということになると、扱いがぞんざいになるというのか、それはやはりよくないと思うので、ある程度の責任というか、管理に対して気を使ってほしいなど、私はそれは思っています。

松永さんは、今、保護者、PTAというような立場で、このタブレットを見たときに、タブレットを使わないで大きくなった子どもと、今から使っていく子どもとの成長の違いというのも気がついていれば、私はそれが実際の、先ほど質問をした結果になると思うんだけど

ども、その点はどうですか。

○3番（松永晴香君） まず、大きく変わってきたなというのは、やはり授業で活用される場面がすごく関わってきているかなとは思いますが。私たちも参観に行くと、一番上の子は途中からタブレットの配付になったのかなとは思いますがけれども、授業のやり方も、以前だったら1人が発表をして、それを聞いて、その意見に対してどうなのかというのものもあるんですけども、もうタブレットを共有することによって、全員の答えがここで一堂に見れてというのものもあるので、そういったところで利活用の幅がすごく広がって行って、学校の授業内容も参観の内容も全て変わっていったのかなというところはありますね。簡単なものだと、映像も子どもたちが作れるようになりますし、6年生のお別れ会をクラスでやるのなんかは、先生の写真も入れて、動画を子どもたちで作ってという形になってきているので、吸収能力は高いんじゃないかなとは思いますが。社会に出たとき、やはりこういった関係のお仕事をされる子たちにとっては、すごい強みになっているかなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。関連ではないかもしれないですけども、私も3年生ぐらいからの導入でいいんじゃないかなというのは。1、2年生は基礎学力、学校に慣れるところから始めてもらえばいいんじゃないかなというのは感じております。それに加えて、先ほど非認知能力の向上というのが成果として強調されていましたが、外国籍の子が多い学校だけでなく、こちらのほうの学校に通われている親御さんからも、菊川市全体的に学力テストが低下しているんじゃないかという心配のお声をいただいています、ここは非常に懸念される所かなと思います。やっぱり非認知能力も大事なんですけれども、基礎学力がちゃんと定着しているのかというのは、教育委員会のほうでも検証していただいて、教育成果の検証というのはしっかりやっていただきたいなというのは感じました。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。そろそろ。14番。

○14番（小林博文君） タブレットがすごく悪者に聞こえちゃうんですけど、学力低下をタブレットに責任転嫁するのはかわいそうかなと僕は思いますけれども、先生の指導の仕方、プラス学力が全てではないというのは、僕は人生60年生きてきて思ったことがあります、成績に左右されない生き方で幸せなことというのはいっぱいあると思いますので、相田みつを先生の言葉ではありませんが、点数は人間が作ったもので人を評価するものではないというのがありますので、学力が落ちてきた分、自由度が上がって、ほかの生き方に幅が広がっているのなら問題ないと思うし、それをタブレットに転嫁するのはどうかなと思います。

購入の件でいうと、今あった低学年で使うのがどうなのかなというところもありつつ、国の考えとしては、コロナのときを経験して、何かあった場合には、そういう対応というのが世界から見て日本が遅れていたところをカバーしようとしている部分は否めないかなというのは感じていますので、僕らが思っている以上に、おっしゃったとおり、子どもさんはもう使いこなすので、その辺は、ある程度の、持てる、持てない、年齢でスキルの差があるんですけども、だからといって上でというよりも、低学年でスキルの差を縮めていくというところでは、ちょっと重たいというのは問題かと思えますけれども、必要かなと感じましたので、タブレットはぜひ悪者にしないで、いい方向で使っていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） ご意見よろしいですか。簡潔にお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 参観会やってみたいです。

○3番（松永晴香君） 行きましょう、一緒に。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ではよろしいですね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） それでは採決となりますが、議案第46号 市有財産の取得について（学習者用パーソナルコンピュータの新規購入）について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。手を挙げていただいて。

〔賛成者挙手〕

○分科会長（西下敦基君） 挙手全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第46号の審議を終了します。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に一任願います。

以上で、本日予定していた審査は全て終了しました。お疲れさまでした。最後に須藤委員、お願いします。

○9番（須藤有紀君） ご審議いただきましてありがとうございました。

以上です。

○書記（横山 君） 互礼をもって終了しますので、ご起立お願いします。相互に礼。ありがとうございました。

閉会 午後 12時 27分